

水戸地方裁判所委員会（第2回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

- 1 開催日時 平成16年5月18日（火）午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 出席者

（委員）

足立勇人，飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，阪場桂子，佐谷道浩，
佐藤久夫，友末忠徳，中泉弘子，西村尚芳，林正彦，松本光一郎，
松本治郎，山上又一（敬称略）（村上正子委員は欠席）

（事務局）

西澤事務局長，林民事首席書記官，三好刑事首席書記官，田島事務局次長，
奥村総務課長，豊島主任書記官，秀島主任書記官，坂本総務課課長補佐

4 テーマ

利用しやすい裁判所を実現するための取り組みについて

- ・ 情報発信，広報の充実
- ・ 受付相談窓口の充実

5 配布資料

別紙「配布資料目録」のとおり

6 議事（発言者 / 委員， 委員長）

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新任委員（西村尚芳）自己紹介
- (3) テーマについて，水戸地方裁判所における現状を概況説明
- (4) 意見交換

ア 情報発信，広報の充実について

先ほど説明に出ていた「学生を対象とした裁判傍聴・法廷見学の実施」
の数は，茨城県全体だとすれば少ないとの印象を受ける。将来の裁判員制
度の導入を考えると，教育の場に裁判所見学を組み入れるということは重

要であり、もっと多くの方が裁判所に来てもらうという工夫が必要だと考える。

また、旭川地裁が憲法週間にちなんで裁判官の講演をするというニュースがあったが、裁判所から出かけていくという企画をすることも必要なのではないかと思う。例えば、全国に先駆けて、所長が一般市民に対して講話をしてみてもいかがかと思う。

小・中学校では、数年前から総合学習が採り入れられており、そのような時間の中で社会見学に行くということがある。しかし、学校独自に企画するというのは難しいところがあるので、裁判所で裁判傍聴・法廷見学をやっているということ、裁判所の側から教育委員会にピーアールすれば、県内全校に知らせてもらえると思う。

水戸地裁ではそれほど頻繁なものではないが、裁判官が中学校や高校などに出向いて講話を行った例はある。今後は、若い裁判官にそういう機会を与えることも必要ではないかと思う。

土浦支部でも裁判傍聴を実施しているが、支部の法廷は小さいので、一学年全員ということになると、法廷の大きさから難しい。

また、弁護士会では、子供のためのロースクールを行い、社会のルールを考えさせるなどの取り組みを行っている。弁護士が30分話をした後、一つのテーマについて4、5人のグループでディスカッションを行う。もちろん、模擬裁判的なことをやったりもする。同じことを裁判所でも行っただろうか。検察庁を含めて、3庁合同でもいいと思う。

裁判所が情報発信について努力しているのは分かったが、情報発信を効果的に行うためには、アナログ（新聞）とデジタル（インターネット）の双方をうまく使ってピーアールすることが重要だと考える。例えば、新聞に「裁判所のコーナー」を設けてもらい、受付相談や裁判官の紹介をしてはどうか。また、情報の発信場所として、裁判所の中だけではなく、裁判所の外に出て相談業務や広報活動をしてはどうか。

裁判員制度を見据えて模擬裁判などを行う学校に対して、裁判所が指導していくことが、生きた学習につながるのではないか。

広報という点に関してはどこでも同じであるが、関心のない人に関心を持たせるための広報というのは難しい。お金をかけて宣伝しても、それほど関心は高まらない。裁判所も同じだと思うが、知る必要がある人と知る必要がない人がいる。先ほど話に出た裁判員制度だが、今の時点で関心のある人というのは、法曹関係者を除いてどれくらいいるかと言われたら、ほとんどいないだろう。将来、裁判員に選ばれる可能性が出てきたときに関心が出てくると思う。すべての人に裁判所を理解していただくというのはなかなか難しいと思うので、関心のない人たちよりも、むしろ関心のある人たち、必要のある人たちにどれだけ効果的なピーアールができるかという観点で考えていかなければならないと思う。

その関連の話として、私は調停委員をしているが、裁判所を活用して得をしたという例として、ある母親が多重債務者で借金の整理をした。そうしたら、それが大変スムーズに行き、その後、息子の方も裁判所に飛んできた。誰に聞いたのかと尋ねたら、母親から聞いたと。必要な人が使って、身近な人に話をするというのも裁判所にはあるのではないかと思う。関心もなければ、裁判所というのは遠い存在ではないか。ただ、最近は裁判に関する情報をインターネットで見たとか、本を読んで裁判所に来たという人が多くなってきたという印象を持っている。

情報発信、広報というのは、誰に対してどのような情報をどのような方法で行うのが、最も効果的なのかという指摘だと思う。裁判所はデパートと違って、どうぞいらっしゃい、またお越しく下さいというわけにもいかず、従来、ピーアールという面ではあまり力を注いでこなかったという面はある。これから裁判員制度も導入されるということになった場合、具体的にどうやっていくかということは大きな問題であり、これから考えていかなければならない課題だと思う。

イ 受付相談窓口の充実

受付窓口での振り分けはうまくいっているのかどうかという点は関心がある。というのは、裁判所はまだ敷居が高く、窓口に来た人が考えてきたことをきちんと話せる雰囲気があるのかどうか、意思の疎通は図られているのかどうかという点がよく分からないからである。また、接遇研修をやるということだが、接遇ということに関しては、相手の気持ちを引き出すことが重要であると考えるので、外部の専門家の力を活用するというのも考えてみてはいかがか。

法律相談という面で、裁判所と弁護士会との連携というのはどうなっているのか。合同相談というのは考えられないか。

連携といっても、裁判所は中立的な立場であり、弁護士は相談者の立場に立って相談を受けることになるので、一緒に受け付けるということには基本的に無理がある。ただ、裁判所から法律相談センターを紹介されてくる人はおり、そういう面での連携はあると思う。

県消費生活センターでは、現在、啓発と相談の2本立てで取り組んでいるが、啓発のための学校に対する講演については、時間的な制約があって、なかなか年20本の枠を超えられない。裁判所とも連携してやっていきたいが、いろいろと壁がある。

また、県消費生活センターは、弁護士会とより連携を強めてやっていきたいと考えているが、相談者の中で自己破産や少額訴訟が適当と思われる人については、裁判所に相談するように紹介している。

検察庁においては、被害者保護という観点から、検察官が被害者からいろいろな相談を受けることはあるが、損害賠償請求をしたいということになると、弁護士さんに相談してほしいということになり、検察庁で対応できることには限界がある。現段階では適切な連携はできていないというのが実感である。

総合法律支援法というのが国会で審議されているが、これは全国の津々

浦々にセンターを作って、そこで法律相談を行うというものだ。そうすると、現在、弁護士会、司法書士会、市町村で行っている法律相談が、ワンストップでできるということになる。裁判所における受付も様変わりしていく可能性があると思う。

ウ その他

裁判所として、例えば、相談窓口に来た人の声を聞くというような情報収集は、やってもよいのではないか。

裁判では、一方は勝者、一方は敗者ということになるので、裁判を利用する者に対して、声を聞くのは難しい面がある。ただ、受付相談というレベルであれば、利用した人の声を聞く余地はあるのではないか。

医事紛争では時間がかかるという印象があるがどうか。裁判に20年もかかったという例を聞いたことがある。

20年かかったというのは極めて例外的な訴訟である。医事紛争が長くなる一因に鑑定のために時間がかかることがあるが、司法制度改革のひとつとして専門委員制度が創設されたし、鑑定人をスピーディーに選任して鑑定してもらう仕組みとして、水戸地裁でも医事関係訴訟連絡協議会を立ち上げたところであり、これからますます改善されていくことと思う。

今、車社会と言われる中で、裁判所の駐車場が狭い。当事者から、時間ぎりぎりでも来たところ、満車で入れず、有料駐車場に入れてきたため遅れたという話も聞く。

最高裁で考えてもらう話かもしれないが、イギリスでは市民憲章（シチズンチャーター）を公表し、市民はこういうサービスを受けられると公表している。日本の裁判所もコートチャーターというものを出して、裁判所に行くときこういう裁判を受ける権利がありますよという内容のものを作成してはいかがか。

(5) 次回のテーマ

裁判員制度を取り上げてほしい。

なぜ、裁判員制度が導入されるのか。今の制度のどこに不都合があるのか、を説明してほしい。迅速化という面からも取り上げてほしい。

次回テーマは、裁判員制度を取り上げることとし、どのような切り口で意見交換していくかは、今日出された意見を踏まえ、検討させていただくということによろしいか。

異議なし

(6) 次回期日について

9月ころに委員が刑事裁判を法廷傍聴する機会を設け、それを踏まえて、次回期日は11月ころとすることとされた。

以上

(別紙)

配 布 資 料 目 録

- 1 裁判所のホームページ
- 2 電話やファクシミリによる手続案内等のサービス，インターネットによるサービス
- 3 憲法週間の行事
- 4 裁判傍聴・法廷見学
- 5 広報用ビデオ
- 6 リーフレット
- 7 定型的な申立書式

(以上，添付省略)